

## 補則 〈通所介護〉

**基本要件：要支援または要介護認定を受けている方**

### ご利用者受入れの判断基準

#### (1) 施設利用基準

① 設備面での利用基準……名簿登録は1日25名までとする

- |               |    |        |
|---------------|----|--------|
| ア 椅子浴槽（リフト浴槽） | 1日 | 3名～7名  |
| イ 普通浴槽        | 1日 | 8名～22名 |

② サービス利用回数の基準

概ね要支援1の方は週1回、要支援2の方は週2回、要介護者は利用回数に制限ありません。ただし、施設の空き等の兼ね合いから回数の制限がかかることがあります。

#### (2) ご利用者さまの受入れ可否判断基準

① 居住地等の基準

サービスは旧新潟市内に居住する人に対して行います。

② デイサービスの利用できない人（移動入浴への移行）等の基準

- ア 座位が取れない。（送迎車や車椅子の利用などが、できない。）
- イ 意思の疎通が図れない。
- ウ 医療行為の必要性がある。（④の対応が取れる場合を除く）
- エ 感染症（インフルエンザやノロなど）に罹患している方、またはその濃厚接触者である方。

③ 認知症利用者の利用基準

- ア 利用する上で危険の無い場合は、受入れができます。
- イ 徘徊するなど認知症が進んでいる場合は、受入れ不可能な場合があります。

④ 医療行為の必要な人への対応基準

- ア 家族に同意を得る場合（医師の指示に基づき）  
……看護師による処置が可能な範囲か判断し、同意により処置するときは記録します。
- イ 主治医の指示を得る場合（指示書が必要です）  
……看護師による処置が可能な範囲か判断し、指示により処置するときは記録します。

## ⑤ 緊急時の対応基準

体調不良などや急変により施設利用継続が不可能と判断した場合やその他緊急事態により施設利用が不可能となった場合に、ご家族様の早急な対応が頂けない方は受入れができません。

## 2 入浴時の利用浴槽基準

### (2) 椅子浴槽（リフト浴槽）

- ・ 座位が取れるご利用者さま

### (3) 普通浴槽

- ・ 入浴時に長時間自力で立位が取れるなど、ほぼ自立、介助により入浴できる状況にあるご利用者さま

ただし、次の場合は、普通浴槽は利用できません。

- ① 感染症や浴槽内で失禁等のおそれのある人は、シャワー浴を利用する。
- ② 感染症のおそれのある人は、シャワー浴槽を除き利用できないか、入浴順を最後にして、ご利用頂きます。

## 補則 〈短期入所生活介護〉

基本要件：要支援または要介護認定を受けている方（認定見込も含む）

### 1 ご利用者さま受入れの判断基準

#### (1) 施設利用基準

① 設備面での利用基準……名簿登録は1日50名までとする

ア 椅子浴槽（リフト浴槽） 1日 3名～ 7名

イ 普通浴槽 1日 8名～15名

② サービス利用の基準

概ね、30日までを限度としますが、必要と認められる要件を満たす場合には保健者やケアマネージャーの意向を受け、長期に渡りお受けすることができます。

#### (2) ご利用者さまの受入れ可否判断基準

① 居住地等の基準

サービスは新潟市内に居住する人に対して行います。

② ショートステイの利用できない人等の基準

ア 座位が取れない。（送迎車や車椅子の利用が、できない。）

イ 感染症（インフルエンザやノロなど）に罹患されている方、またはその濃厚接触者である方。

③ 認知症利用者の利用基準

ア 利用する上で危険の無い場合は、受入れができます。

イ 自傷、暴力行為などがある場合は、受入れ不可能な場合があります。

④ 医療行為の必要な人への対応基準

ア 家族が受診の対応可能であること。（医療行為以外にも必要時は対応が可能であること）

イ 家族に同意を得る場合（医師の指示に基づき）

……看護師による処置が可能な範囲か判断し、同意により処置するときは記録します。

ウ 主治医の指示を得る場合（指示書が必要です）

……看護師による処置が可能な範囲か判断し、指示により処置するときは記録します。

## 2 入浴時の利用浴槽基準

### (2) 椅子浴槽（リフト浴槽）

- ・ 座位が取れるご利用者さま

### (3) 普通浴槽

- ・ 入浴時に長時間自力で立位が取れるなど、ほぼ自立、介助により入浴できる状況にあるご利用者さま

ただし、次の場合は、普通浴槽は利用できません。

- ① 感染症や浴槽内で失禁等のおそれのある人は、シャワー浴を利用する。
- ② 感染症のおそれのある人は、シャワー浴槽を除き利用できないか、入浴順を最後にして、ご利用頂きます。